# 事業評価書 (事前・事後)

平成18年8月

評価対象(事業名)		要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度(セーフティネッ				
		ト支担	受対策等事業費補助金)			
担当部局·課	主管部局・課		社会・援護局地域福祉課			
	関係部局	・課	社会・援護局保護課			

# 1. 事業の内容

# (1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	7	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
施策目標	1	生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供すること
	I	生活困窮者の自立を適切に助長すること

#### (2) 事業の概要

# 事業内容(新規・一部新規)

一定の居住用不動産を所有する高齢者世帯(既に保護を受給している世帯を含む。) であって、本貸付制度を利用することにより生活保護制度の適用に至らない世帯の者 (以下「要保護者」という。)に対し、当該不動産を担保に生活資金の貸付を行う。

予算概算要求額	質			(単位:百万円)
H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
_	_	13, 597	17,000	20,000

※ 上記金額はセーフティネット支援対策等事業費補助金の額であり、「要保護世帯向 け長期生活支援資金貸付制度」(新規事業)に関する額はH19予算概算要求額の内 数。

#### (3) 問題分析

#### ①現状分析

生活保護を受給している世帯数は増加傾向にあり、中でも高齢者世帯数の増加は顕著である。

	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
生活保護世帯数	751,303	805,169	870,931	941,270	998,887
うち高齢者世帯数	341,196	370,049	402,835	435,804	465,680

割 合 45.4% 46.0% 46.3% 46.3% 46.3%	.6%
-----------------------------------	-----

(上記数値は、「福祉行政報告例(社会福祉行政業務報告)」(厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課)による。)

#### ②問題点

生活保護制度では、補足性の原理として「資産の活用」や「扶養義務者による扶養義務の履行」が定められており、被保護者が居住用不動産を所有する場合は当該不動産を売却等によって活用することとし、また、被保護者に扶養義務者がいる場合は当該扶養義務者による扶養が生活保護より優先されなければならないこととされている。

しかしながら、現状では居住用不動産等ストックのフロー (現金) 化を促す手段に 乏しいために、資産活用を徹底することが困難な状況であり、また、被保護者の生存 中 (保護受給中) に扶養の義務を果たさなかった扶養義務者が被保護者の死亡後に当 該不動産を相続することは社会的に不公平であるとの指摘がある。

### ③問題分析

このような社会的不公平を解消するためには、居住用不動産の現金化を容易にし、 その活用を促す施策を実施することが必要である。

### ④事業の必要性

本貸付制度は、要保護者がその所有する不動産に住み続けながら、これを担保に生活資金の貸付を要保護者に行い、当該要保護者の死亡後に、担保に供していた不動産を処分することにより債権の回収を行うものである。なお、要保護者に対し貸付限度額まで貸付を行った上でなお、当該要保護者が生活に困窮している場合には、速やかに生活保護制度を適用することとしている。これによって、居住用不動産の活用を徹底させるとともに、扶養義務を果たさない者に対する不動産相続を防止し、社会的不公平を是正することができる。

#### (4) 事業の目標

目標達成年度	_					
政策効果が発現する時期	実施以降、一定期間経過後に、随時効果					
			の発現が見込まれる。			
アウトプット指標	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	目標値/基準値
資金貸付世帯数						_
(説明)			(モニタリングの方法)			
毎年度末現在における資金の貸付世帯			実績報告書			
数により制度の利用状況を検証する。						

#### 2. 評 価

#### (1) 必要性

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)

有 無 その他

(理由)

本貸付制度は、生活に困窮している要保護者に対する貸付制度であり、全国的に一定の公平な運用の下に実施する必要があることから、制度の仕組みの策定や貸付原資の確保等について国及び都道府県・指定都市がこれを行うことに一定の公益性がある。

国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)

有 無 その他

(理由)

全国的に一定の公平な運用の下に実施する必要があることから、制度の仕組みについては、国がこれを定め、経費については、当該貸付制度の安定した運営のため、国及び都道府県・指定都市で応分の負担割合によりこれを負担することとし、具体的には、貸付原資が国3/4、都道府県・指定都市1/4、事務費が国1/2、都道府県1/2の負担割合とする。

民営化や外部委託の可否

可 否

(理由)

本貸付制度は、生活福祉資金貸付制度の実施主体として実績を有し、福祉サービスに精通した社会福祉法人である都道府県社会福祉協議会が実施主体として運営する。

緊要性の有無 無

(理由)

昨今の社会・経済状況において、生活保護を受給している世帯数は増加傾向にあり、中でも高齢者世帯数の増加は顕著である。こうした中、生活に困窮する要保護者に対し、ストックのフロー化(居住用資産の現金化)を促すことで、セーフティネットの機能を果たすとともに、社会的不公平の是正に資する本貸付制度の創設は、喫緊の課題である。

#### (2) 有効性

政策効果が発現する経路

①本貸付制度の創設

١

②要保護者が所有する居住用不動産を担保とした当該要保護者に対する生活資金の貸付

③要保護者の所有資産の活用の徹底

 $\downarrow$ 

④貸付終了後、担保に供していた不動産の処分による債権の回収及び扶養義務を果た さない者に対する不動産相続の防止

- ⑤社会的不公平の是正及び生活保護費の抑制
- これまで達成された効果、今後見込まれる効果
- ・今後見込まれる効果

本貸付制度の利用が拡大することにより、扶養義務を果たさない者に対する不動産

相続が防止され、社会的不公平の是正に資するとともに、生活保護制度の適用に優先して、自助努力としての資産の活用が図られ、生活保護費の抑制に資することが見込まれる。

## 政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項

貸付限度額は、担保に供される不動産の評価価額から求められることから、個々のケースにおける生活保護費の抑制額は、当該不動産の評価価額によっても変動することに留意する必要がある。

#### (3) 効率性

#### 手段の適正性

本貸付制度は、国、都道府県及び都道府県社会福祉協議会の適切な役割分担の下で 効率的な制度運営を行い、自助努力としての資産の活用及び扶養義務を果たさない者 に対する不動産相続の防止を図り、もって社会的不公平の是正に資するものであるこ とから、手段として適正である。

## 費用と効果の関係に関する評価

要保護者に対する毎月の貸付額は、生活保護制度にいう最低生活費程度の額を想定しているため、過剰な貸付を防止する効果が見込まれる。また、要保護者が所有する居住用不動産を担保に生活資金を貸し付けるため、要保護者の死亡後に、担保に供していた不動産を処分することにより債権を回収することができ、結果として生活保護費の抑制に資する。

## 他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無

有 無

(有の場合の整理の考え方)

· 生活福祉資金貸付制度(長期生活支援資金貸付制度)

既存の長期生活支援資金貸付制度は、要保護者であるか否かを要件とせず、毎月の貸付額についても、生活保護制度にいう最低生活費程度の額に限定しているものではない。

また、手続の面からみると、本貸付制度は、福祉事務所からの貸付依頼を条件としている点で、既存の長期生活支援資金貸付制度とは異なる。

さらに、本貸付制度は、貸付原資の国及び都道府県・指定都市の負担割合を、生活保護制度と同様に、国3/4、都道府県・指定都市1/4とするものであり、既存の長期生活支援資金貸付制度における国2/3、都道府県1/3の負担割合とは、異なる考え方に基づいている。

#### (4) その他

なし。

#### (5) 反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成19年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

# 3. 特記事項

- ①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- ・ 「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」(平成16年12月15日)
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況 なし。
- ③総務省による行政評価・監視等の状況なし。
- ④国会による決議等の状況 (警告決議、付帯決議等) なし。
- ⑤会計検査院による指摘なし。